

鉄道事業者向けアルコール検知器(飲酒検査器)の最新納入実績(2019年5月末時点)

東海電子株式会社

飲酒運転根絶および交通事故ゼロ社会に向けて安全システム機器を開発、市場に提供する東海電子株式会社(本社:静岡県富士市 代表:杉本 一成)は、この度、鉄道事業者における、東海電子社製業務用アルコール検知器 ALC シリーズ(飲酒検査器)の納入状況(2019年5月末時点)をお知らせいたします。

昨年より、バス・タクシー・トラック等の自動車運送事業者ではなく、「航空」「船舶・海運」事業者における飲酒問題が発生し、航空業界にいたっては、パイロットおよび航空従事者に対して、アルコール検知器の使用が義務づけられるようになり、「0.09mg/l」という具体的な飲酒基準が設けられました。

今年年頭、国土交通大臣は、記者会見において、記者から、

『飛行機とか船以外に、旅客運送では鉄道もあると思いますが、各社独自の判断で乗務前の飲酒の検査をしていると思いますが、一部報道にもありましたが、国としてチェックを義務付けたり何か基準を設けたりするお考え、現在の検討状況があれば教えてください』

と問われ、以下のように回答しました。

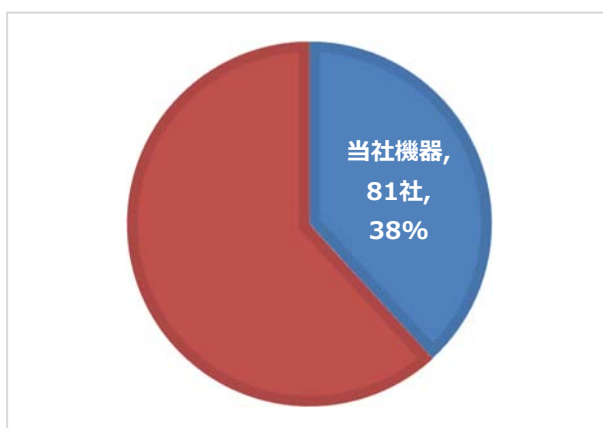
『**鉄軌道におけるアルコール検査につきましては、現在、インフラのみを所有する事業者などを除く、鉄軌道事業者全174社のうち171社におきまして、社内規程によりアルコール検知器による検査を実施しており、残りの3社においても導入が計画されております。また、アルコール検知器を使用している鉄軌道事業者のほとんどは、社内規程によりアルコール濃度が呼気1リットルにつき0.1mg以上の場合乗務をさせていないとの報告を受けております。鉄軌道における検知器での検査の義務付けや統一的な数値基準の設定につきましては、このような各鉄軌道事業者のアルコール検査の実施状況や、他の交通モードにおける検討状況なども踏まえまして、現在、鉄道局において検討を進めているところであります』**

<2019年1月11日(金) 石井大臣会見要旨より 抜粋>

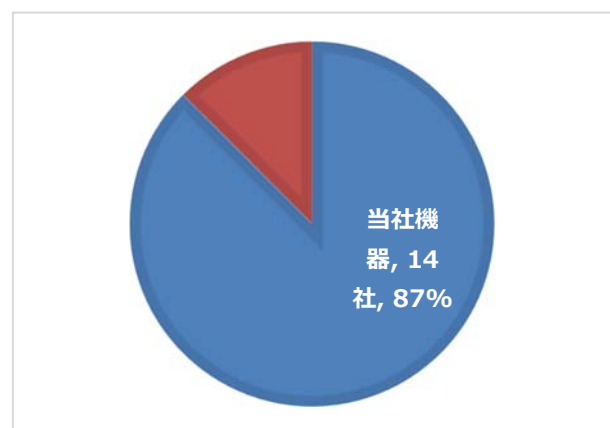
<http://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin190111.html>

この答弁によれば、航空に続き、鉄道事業においても、飲酒関連規則(業務に従事してはならない数値基準や、検知した場合の東京への報告義務等)が新たに制定される可能性があるといえます。しかしながら、答弁にもありますように、もともと鉄道事業者によるアルコール検知器の導入は10年以上前から着々と進められています。今般、自社調査ではありますが、鉄道業界がどのような機器を使用しているのか、納入実績をとりまとめましたので是非ご参照ください。

【全鉄道・軌道 212社】

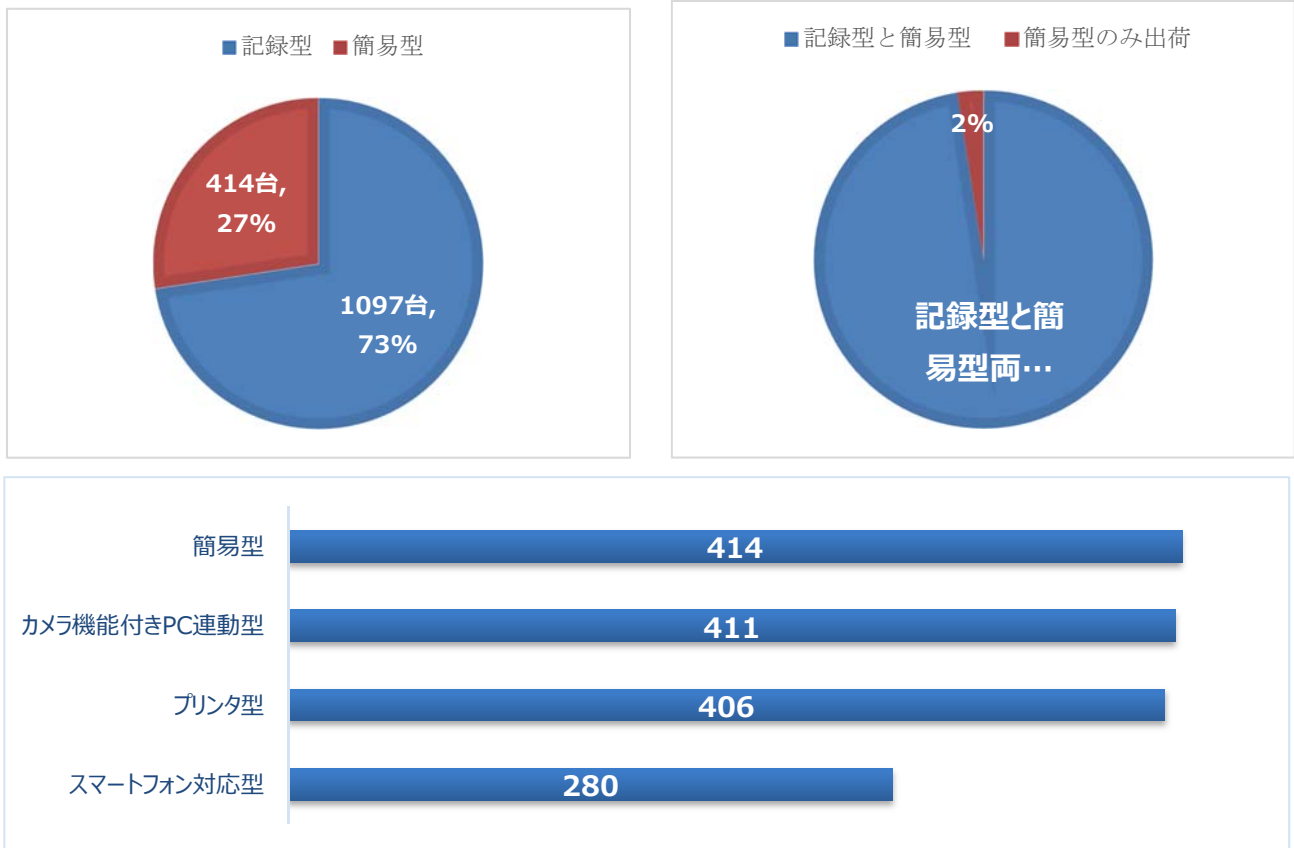


【大手みんてつ 16社】



現在、鉄道・軌道 212 事業者のうち、当社のアルコール検知器（飲酒検査器）をご導入いただきました企業様は、81 社。大手民鉄 16 社においては 14 の企業様となります。導入事業所としては、1342カ所の鉄道/軌道関連事業所（駅舎、車庫、運行指令室、事務所等）となっています。

<鉄道事業者（当社顧客）の、使用機器カテゴリ 内訳>



また、現在、お使いいただいている 1511 台の機種タイプ内訳（上記）は、7 割以上が、PC や印字式等、「記録式アルコール検知器」となっています。納入先 81 社のうち、簡易型のみ納入された事業者は 2 社、79 社(98%)は記録型と簡易型両方の実績があります。傾向としては、どちらかを選んでいるというより、業務開始前後に使用する記録型と、個人に持たせたり予備機的に使う簡易型が併用されていると推察されます。

鉄道事業においては平成 22 年にいちど、別紙のような通達がでていますが、冒頭の国土交通大臣の答弁にありましたように、新たに、鉄道事業法や動力操縦者運転免許制度、ほか、飲酒に関する各種規則改正が行われる可能性があります。鉄道事業者様におかれましては、是非、規則改正とともに運用の見直しをされる場合、出退勤管理や機器（校正）管理のしやすい、記録型のアルコール検知システムをおすすめいたしますので、是非これを機にご検討ください。

参考:鉄軌道事業者一覧(平成 30 年 4 月 1 日現在)

<http://www.mlit.go.jp/common/001137390.pdf>

<本件に関するお問い合わせ先>

東海電子株式会社 立川事業所

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第 3 ビル 203 号室

TEL:042-526-0905 / FAX:042-526-0906

e-mail:info@tokai-denshi.co.jp

URL:<http://www.tokai-denshi.co.jp>

鉄道

[鉄道トップ](#)
[組織](#)
[報道発表資料](#)
[統計・データ](#)

[ホーム](#)
[政策・仕事](#)
[鉄道](#)
 > 動力車操縦者運転免許の取消等の基準の制定について

動力車操縦者運転免許の取消等の基準の制定について

平成22年3月31日

動力車操縦者運転免許の取消等の基準の制定について

鉄軌道の安全・安定輸送を確保するため、動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和31年運輸省令第43号。以下「動免省令」という。)により、鉄道、軌道及び無軌条電車における動力車操縦者の運転免許に関する制度を定めています。動免省令第6条において地方運輸局長は、運転免許を受けた者が動力車の操縦に関する法律若しくはこれに基づく命令又は運転免許に付した条件に違反したとき等に運転免許の取消又は停止の処分をすることができるとして、これらの処分を公正かつ適正に行うため、動力車操縦者運転免許の取消等の処分基準を制定いたしました。

※動力車操縦者運転免許の取消等の基準について

※「動力車操縦者運転免許の取消等の基準」の内容に誤植がありましたので、修正したものを掲載しました。

なお、参考として、修正箇所の正誤表も掲載しています。

(参考)正誤表



(別ウインドウで開きます)

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。

左のアイコンをクリックしてAdobe Acrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。

Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

国土交通省鉄道局安全監理官室

電話 :03-5253-8111(内線57856)


 ページの先頭に戻る

国土交通省(法人番号2000012100001) [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)
[リンク・著作権・免責事項について](#)
[関連リンク集](#)

[国土交通省](#)
[ソーシャルメディア関連リンク集](#)

MLIT

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.

国鉄安第88号
平成22年3月29日

地方運輸局長 殿

鉄道局長

動力車操縦者運転免許の取消等の基準について

動力車操縦者運転免許に関する省令第6条第1項の規定に基づく運転免許の取消等の基準を別紙のとおり定めたので、遺漏なきよう取扱われたい。

別紙

動力車操縦者運転免許の取消等の基準

(目的)

第1条 この基準は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号、以下「動免省令」という。）第6条の規定に基づく動力車操縦者運転免許（以下「運転免許」という。）の取消及び停止（以下「行政処分」という。）を公正かつ適正に行うことを目的とする。

(審査会)

第2条 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に「動力車操縦者運転免許行政処分審査会」（以下「審査会」という。）を設ける。

2 行政処分は必要な調査を行った上で、審査会の審査結果に基づいて行うものとする。

(警告指導)

第3条 地方運輸局長は審査会の審査結果により行政処分の必要が無いとされたものについて、警告指導を行うことができる。

(対象と量定)

第4条 鉄道に係る行政処分及び警告指導（以下「行政処分等」という。）は、次の各号の一に該当すると認められた者に対し、別表により行うものとする。

(1) 酒気を帯びた状態で列車を操縦した者

- (2) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第三条の三の規定に基づく政令で定めるものの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者
- (3) 薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者（前号に該当する者を除く。）
- (4) 正当な理由なく列車の操縦中に運転席を離れた者
- (5) 列車又は車両（以下「列車等」という。）の定められた運転速度を超過して列車等を操縦した者
- (6) 列車の退行運転を行った者（列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置及びその他の列車の安全な運行に支障を及ぼさない措置が講じられている場合を除く。）
- (7) 停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車等を操縦した者（停止すべき位置までに停止することができない距離で停止を指示する信号の現示があったとき及び停止すべき位置が表示されないときを除く。）
- (8) 前各号のほか、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）に違反して列車等を操縦し、鉄道運転事故を生じさせた者
- (9) 運転免許の交付を受けずに列車等を操縦した者（運転見習中の係員が運転免

許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合を除く。)

- (10) 前各号のほか、動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令に違反して列車等を操縦した者
- (11) 運転免許に付した条件に違反して列車等を操縦した者
- (12) 動免省令別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない者

(軌道への準用)

第5条 前条の規定は軌道に係る行政処分等に準用する。この場合において、道路の路面に敷設する併用軌道の交通信号機は、別表第7号の場内信号機、出発信号機、入換信号機又は代用手信号以外の信号として取り扱う。

(複数回の違反行為等の取扱い)

第6条 同一の者が行政処分等の対象となる事由を複数回発生させた場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 運転免許の停止処分を受ける事由を発生させた者であって、その事由を発生させた日から起算して過去3年以内に運転免許の停止を2回以上又は運転免許の取消を受けているものについては、運転免許の取消とすることができる。
- (2) 運転免許の停止処分を受ける事由を発生させた者であって、その事由を発生させた日から起算して過去3年以内に運転免許の停止又は警告指導を受けているものについては、運転免許の停止期間を加重又は運転免許の取消とすることができる。(前号に該当する者を除く。)

(行政処分等の加重又は軽減等)

第7条 前3条の基準により難いとき又はこれによらないことが適当と認められるときは、審査会の審査結果により行政処分等の加重又は軽減等を行うことができる。

2 行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に定める「聴聞」又は「弁明の機会の付与」により新たな事実が判明したときは、審査会の審査結果により行政処分を軽減し、又は行わないことができる。

(運転免許の停止と同等の措置の期間の算入)

第8条 地方運輸局長による運転免許の停止を行う場合、運転管理者の管理の下に乗務停止等の地方運輸局長による運転免許の停止と同等の措置を講じた期間があるときは、その期間を地方運輸局長による運転免許の停止期間に算入することができる。この場合、算入できる期間は、運転免許の停止期間の9割以下とする。

(複数の種類の運転免許を受けている者の取扱い)

第9条 複数の種類の運転免許を受けている者に対して行政処分等を行う場合は、その者が受けているすべての種類の運転免許について行う。

(行政処分等の開始時期)

第10条 行政処分等を行うに当たっては、違反行為等の事実関係が確認でき次第、速やかに手続を開始するものとする。

(通知)

第11条 行政処分等を決定したときは、行政処分等を受ける者の氏名、行政処分等の理由及び内容を書面をもって、行政処分等を受ける者及びその所属事業者に通知するものとする。

附則

(施行期日)

この基準は、平成22年10月1日から施行し、施行日以降に違反行為等があった者に適用する。

別表

番号	違反行為等の種類	根拠法令	行政処分等の内容				
			鉄道運転事故無し	鉄道運転事故有り			
				死傷者無し	死亡者無し 負傷者 1人以上 10人未満	死亡者無し 負傷者 10人以上 100人未 満	死亡者1名 以上又は 負傷者 100人上
(1)	酒気を帯びた状態で列車を操縦した者	動 免 省 令 第 6 条 第 1 項 第 1 号	取消				
(2)	麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法第三条の三の規定に基づく政令で定めるものの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者		取消				
(3)	薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車を操縦した者（前号に該当する者を除く。）		注3) 注4)	30	90	180	取消

(4)	正当な理由なく列車の操縦中に運転席を離れた者	動 免 省 令 第 6 条 第 1 項 第 1 号	技術基準省令 第102条	30	90	180	取消		
(5)	列車又は車両（以下「列車等」という。）の定められた運転速度を超過して列車等を操縦した者		超過速度 30km/h以上 <small>注5)</small>	技術基準省令 第103条 又は 109条	注3)	90	180	取消	
			超過速度 30km/h未満	注3) 注4)	30	90	180	取消	
(6)	列車の退行運転を行った者（列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置及びその他の列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置が講じられている場合を除く。）		技術基準省令 第104条	注3)	90	180	取消		
(7)	停止信号の現示がある場合に、停止すべき位置を越えて列車等を操縦した者。（停止すべき位置までに停止することができない距離で停止を指示する信号の現示があったとき及び停止すべき位置が表示されないときを除く。）		場内信号機、出発信号機、入換信号機又は代用手信号の場合	技術基準省令 第113条	注3)	90	180	取消	
			上記以外の信号の場合	注3) 注4)	30	90	180	取消	
(8)	前各号のほか、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に違反して列車等を操縦し、鉄道運転事故を生じさせた者		技術基準省令		30	90	180	取消	
(9)	運転免許の交付を受けずに列車等を操縦した者（運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受ける場合又は本線を支障するおそれがない側線において移動する場合を除く。）		動免省令第3条 第1項	取消					
(10)	前各号のほか、動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令に違反して列車等を操縦した者		列車等の操縦中に私用の携帯電話を扱った場合又はこれに類する異常な操縦を行なった場合	動力車の操縦に関する法律又はこれに基づく命令	10 注4)	30	90	180	取消
			上記以外の場合	取消、180日、90日、30日、10日の運転免許の停止又は警告指導					

(11)	運転免許に付した条件に違反して列車等を操縦した者	矯正眼鏡に係る条件に違反した場合	動免省令第6条 第1項第1号	10 注4)	30	90	180	取消
		上記以外の場合（「区域を定めて行う入換運転に限る。」等の条件に違反した場合）	取消					
(12)	動免省令別表二の上欄に掲げる項目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に適合しない者	適合しないことを知りながら列車等を操縦した者	動免省令第6条 第1項第2号	10 注4)	30	90	180	取消
		回復の見込みが無い者	取消					

注1) 「動力車操縦者運転免許に関する省令」を「動免省令」とし、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」を「技術基準省令」と表す。

注2) 「行政処分等の内容」欄中、取消とは運転免許の取消を表し、数字のみの記載は、運転免許の停止日数を表す。

注3) 故意又は重過失による違反行為の場合は、右欄の運転免許停止日数の3分の1の日数を免許停止日数とする。それ以外の違反行為は、運転管理者の講ずる措置によることとし、行政処分等は行わない。

注4) ただし、故意による違反行為を除き当該動力車操縦者から運転管理者に自発的報告があったときは、運転管理者の講ずる措置によることとし、行政処分等は行わない。

注5) ただし、信号現示（警戒信号現示を除く。）による速度制限及び通告による速度制限に係る速度超過については、実際の超過速度にかかわらず「超過速度30km/h未満」として取り扱う。

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この省令は、鉄道の輸送の用に供する施設（以下「施設」という。）及び車両の構造及び取扱いについて、必要な技術上の基準を定めることにより、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新幹線 [全国新幹線鉄道整備法](#)（昭和四十五年法律第七十一号）[第二条](#)に規定する新幹線鉄道をいう。
- 二 営業主体 新幹線の営業を行う法人をいう。
- 三 建設主体 新幹線の建設を行う法人をいう。
- 四 軌間 軌道中心線が直線である区間におけるレール頭部間の最短距離をいう。
- 五 本線 列車の運転に常用される線路をいう。
- 六 側線 本線でない線路をいう。
- 七 駅 旅客の乗降又は貨物の積卸しを行うために使用される場所をいう。
- 八 信号場 専ら列車の行き違い又は待ち合わせを行うために使用される場所をいう。
- 九 操車場 専ら車両の入換え又は列車の組成を行うために使用される場所をいう。
- 十 停車場 駅、信号場及び操車場をいう。
- 十一 車庫 専ら車両の収容を行うために使用される場所をいう。
- 十二 車両 機関車、旅客車、貨物車及び特殊車（除雪車、軌道試験車、電気試験車、事故救援車その他特殊な構造又は設備を有するものをいう。）であって、鉄道事業の用に供するものをいう。
- 十三 列車 停車場外の線路を運転させる目的で組成された車両をいう。
- 十四 動力車 動力発生装置を有する車両をいう。
- 十五 閉そく 一定の区間に同時に二以上の列車を運転させないために、その区間を一列車の運転に占有させることをいう。
- 十六 鉄道信号 信号、合図及び標識をいう。
- 十七 信号 係員に対して、列車又は車両（以下「列車等」という。）を運転するときの条件を現示するものをいう。
- 十八 合図 係員相互間で、その相手方に対して合図者の意思を表示するものをいう。
- 十九 標識 係員に対して、物の位置、方向、条件等を表示するものをいう。
- 二十 危険品 国土交通大臣が告示で定める物のうち[火薬類取締法](#)（昭和二十五年法律第百四十九号）[第二十条第二項](#)の規定の適用を受けないものをいう。

(実施基準)

第三条 鉄道事業者（新幹線にあっては、営業主体及び建設主体のそれぞれ。以下この条において同じ。）は、この省令の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定め、これを遵守しなければならない。

- 2 建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、営業主体に協議しなければならない。
- 3 実施基準は、国土交通大臣がこの省令の実施に関する細目を告示で定めたときは、これに従って定めなければならない。
- 4 鉄道事業者は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該実施基準又は変更しようとする事項を地方運輸局長（新幹線に係るものにあつては、国土交通大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。
- 5 地方運輸局長は、実施基準がこの省令の規定に適合しないと認めるときは、実施基準を変更すべきことを指示することができる。

(書類の提出)

第四条 前条第四項の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書は、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前条第四項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

(危害の防止)

第五条 施設の工事は、のり切り、切土、掘削、盛土、くい打ち等により人に危害を及ぼさないように行われなければならない。

(著しい騒音の防止)

第六条 鉄道事業者は、列車の走行に伴い発生する著しい騒音の防止に努めなければならない。

(移動等円滑化のために講ずべき措置)

第七条 鉄道事業者が高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のために講ずべき措置については、[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律](#)（平成十八年法律第九十一号）[第八条](#)の定めるところによる。

第八条 削除

第二章 係員

(運転の安全確保)

第九条 列車等の運転に当たっては、係員の知識及び技能並びに運転関係の設備を総合的に活用して、その安全確保に努めなければならない。

(係員の教育及び訓練等)

第十条 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

- 2 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。
- 3 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。

(動力車を操縦する係員の乗務等)

第十一条 列車には、動力車を操縦する係員を乗務させなければならない。ただし、施設及び車両の構造等により、当該係員を乗務させなくても列車の安全な運転に支障がない場合は、この限りでない。

2 動力車を操縦する係員は、動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）[第四条第一項第一号](#)から[第八号](#)まで及び第十二号の運転免許を受けた者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 運転見習中の係員が運転免許を受けた者と当該運転免許に係る動力車に同乗してその直接の指導を受けるとき。

二 本線を支障するおそれのない側線において移動するとき。

3 動力車を操縦する係員は、酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車に乗務してはならない。

第三章 線路

第一節 軌間

(軌間)

第十二条 軌間は、車両の構造、設計最高速度等を考慮し、車両の安全な走行及び安定した走行を確保することができるものでなければならない。

第二節 線路線形

(線路線形)

第十三条 本線の曲線半径及びこう配は、設計最高速度、設計牽引^{けん}重量等を考慮し、鉄道輸送の高速性及び大量性を確保することができるものでなければならない。ただし、地形上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(曲線半径)

第十四条 曲線半径は、車両の曲線通過性能、運転速度等を考慮し、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 プラットホームに沿う本線の曲線半径は、できる限り大きなものとしなければならない。

(カント)

第十五条 円曲線には、車両が受ける遠心力、風の影響等を考慮し、車両の転覆の危険が生じないよう、軌間、曲線半径、運転速度等に応じたカントを付けなければならない。ただし、分岐内曲線、その前後の曲線（以下「分岐附帯曲線」という。）、側線その他のカントを付けることが困難な箇所であって運転速度の制限その他の車両の転覆の危険が生じるおそれのない措置を講じた場合は、この限りでない。

2 カントは、円曲線のカント量、運転速度、車両の構造等を考慮して、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないよう、相当の長さにおいて逡減しなければならない。

(スラック)

第十六条 円曲線には、曲線半径、車両の固定軸距等を考慮し、軌道への過大な横圧を防止することができるスラックを付けなければならない。ただし、曲線半径が大きい場合、車両の固定軸距が短い場合その他の軌道への過大な横圧が生じるおそれのない場合は、この限りでない。

2 スラックは、車両の固定軸距を考慮し、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないよう相当の長さにおいて逡減しなければならない。

(緩和曲線)

第十七条 直線と円曲線との間及び二つの円曲線の間には、車両の構造、カント量、運転速度等を考慮し、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないよう、緩和曲線を挿入しなければならない。ただし、分岐附帯曲線、カント量が小さい円曲線その他の緩和曲線を挿入することが困難な箇所であって運転速度の制限、脱線を防止するための設備の設置その他の車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのない措置を講じた場合は、この限りでない。

(こう配)

第十八条 こう配は、車両の動力発生装置、ブレーキ装置の性能、運転速度等を考慮し、車両が起動し、所定の速度で連続して運転することができ、かつ、所定の距離で停止することができるものでなければならない。

2 列車の停止区域のこう配は、車両の動力発生装置、ブレーキ装置の性能等を考慮し、列車の発着に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

3 車両の留置又は解結をする区域におけるこう配は、車両が転動するおそれのないものとしなければならない。ただし、車両の転動を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(縦曲線)

第十九条 こう配が変化する箇所には、列車の運転速度、車両の構造等を考慮し、車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないよう、縦曲線を挿入しなければならない。ただし、こう配の変化が少ない場合、運転速度が低い場合その他の車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

第三節 建築限界

(建築限界)

第二十条 直線における建築限界は、車両の走行に伴って生ずる動揺等を考慮して、車両限界との間隔が、車両の走行、旅客及び係員の安全に支障を及ぼすおそれのないよう定めなければならない。

2 直線における建築限界は、電気機関車又は電車が走行する場合は、車両の走行に伴って生ずる動揺等を考慮して、車両限界との間隔が、感電及び火災のおそれのないよう定めなければならない。

3 曲線における建築限界は、車両の偏いに応じ、前二項における建築限界を拡大し、かつ、カントに伴い傾斜させたものでなければならない。

4 建築限界内には、建物その他の建造物等を設けてはならない。

5 建築限界内には、列車等以外の物を置いてはならない。ただし、工事等のためやむを得ない場合であって、運転速度の制限その他の列車等の運転の安全を確保する措置を講じたときは、この限りでない。

6 建築限界外であっても、建築限界内に崩れるおそれのある物を置いてはならない。

第四節 施工基面の幅及び軌道中心間隔

(施工基面の幅)

第二十一条 直線における施工基面の幅は、軌道の構造に応じ、軌道としての機能を維持することができるものであり、かつ、必要に応じ、係員が列車を避けることができるものでなければならない。

2 曲線における施工基面の幅は、車両の偏い、カント量等に応じ、前項における施工基面の幅を拡大したものでなければならない。

(軌道中心間隔)

第二十二条 直線における軌道中心間隔は、車両の走行に伴って生ずる動揺等により、車両同士の接触、旅客が窓から出した身体と車両との接触その他の車両の安全な走行に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない。

2 曲線における軌道中心間隔は、前項における軌道中心間隔を車両の偏いに応じ、拡大したものでなければならない。

第五節 線路構造

(軌道)

平成十八年国土交通省令第七十九号

鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定に基づき、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 鉄道事業者における動力車操縦者の資質の確認及び管理に関する報告については、この省令の定めるところによる。

（動力車操縦者資質管理報告書）

第二条 鉄道事業者は、その事務所ごとに、動力車操縦者の資質の管理の状況をとりまとめて記載した動力車操縦者資質管理報告書を、毎四半期経過後一月以内に、その事務所の所在地を所轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の動力車操縦者資質管理報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業者名
- 二 事務所の名称
- 三 乗務員指導管理者の氏名
- 四 当該四半期において適性検査を受けた動力車操縦者に係る次に掲げる事項
 - イ 運転免許番号
 - ロ 運転免許の交付年月日
 - ハ 経験年数
 - ニ 当該検査の結果
 - ホ 過去の適性検査及び身体検査の結果
 - ヘ 教育の状況
 - ト 過去三年間における運転取扱い誤り（軽微なものを除く。）の回数及びその概要
- 五 動力車の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある身体の機能の低下が認められる者（運転免許に必要な条件が付されている者を除く。）がある場合にあっては、当該動力車操縦者の運転免許及び状態に関する情報
- 六 その他動力車操縦者の資質の確認及び管理に関し必要な事項

（異常運転等報告書）

第三条 鉄道事業者は、次に掲げる事態が発生した場合には、遅滞なく、当該事態の発生の日時及び場所、当該事態の概要及び要因並びに当該事態に関係した動力車操縦者に関する情報を記載した異常運転等報告書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 動力車操縦者の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる鉄道運転事故（鉄道事故等報告規則（昭和六十二年運輸省令第八号）第三条第一項に規定する鉄道運転事故をいう。）であつて、乗客、乗務員等に死傷者を生じたもの

二 動力車操縦者が酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で列車が運行された事態

三 特に異常な操縦がされたと認められる事態

（様式）

第四条 第二条の動力車操縦者資質管理報告書及び前条の異常運転等報告書の様式は、国土交通大臣が告示で定める。

附 則

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十九号）の施行の日から施行する。

鉄軌道事業者一覧

(平成30年4月1日現在)

区分	鉄道				総数	軌道		合計	
	事業者名					事業者名			
大手民鉄	JR	・北海道旅客鉄道 ・四国旅客鉄道	・東日本旅客鉄道 ・九州旅客鉄道	・東海旅客鉄道 ・西日本旅客鉄道	6		0	6	
	大手民鉄	・東武鉄道 ・小田急電鉄 ・相模鉄道 ・京阪電気鉄道	・西武鉄道 ・東京急行電鉄 ・名古屋鉄道 ・阪急電鉄	・京成電鉄 ・京浜急行電鉄 ・近畿日本鉄道 ・阪神電気鉄道	16	・(東京急行電鉄) ・(近畿日本鉄道)	・(名古屋鉄道) ・(京阪電気鉄道)	4 (4)	16
	準大手	・新京成電鉄 ・山陽電気鉄道	・北大阪急行電鉄	・泉北高速鉄道 ・☆神戸高速鉄道	5		0	5	
	公営	・仙台市 ・京都市	・東京都 ・神戸市	・横浜市 ・福岡市	7	・函館市 ・鹿児島市 ・(札幌市)	・熊本市 ・(東京都)	5 (2)	10
	普通鉄道	・津軽鉄道 ・長野電鉄 ・黒部峡谷鉄道 ・ひたちなか海浜鉄道 ・銚子電気鉄道 ・☆千葉ニュータウン鉄道 ・☆成田高速鉄道アクセス ・江ノ島電鉄 ・富士急行 ・大井川鐵道 ・☆中部国際空港連絡鉄道 ・四日市あすなろ鉄道 ・養老鉄道 ・近江鉄道 ・☆大阪港トランスポートシステム ・☆中之島高速鉄道 ・☆和歌山県 ・神戸電鉄 ・伊予鉄道 ・☆北九州市 (以下転換鉄道等) ・道南いさりび鉄道 ・三陸鉄道 ・阿武隈急行 ・しなの鉄道 ・鹿島臨海鉄道 ・いすみ鉄道 ・樽見鉄道 ・☆甲賀市 ・井原鉄道 ・☆若桜町 ・甘木鉄道 ・南阿蘇鉄道	・弘南鉄道 ・上田電鉄 ・富山地方鉄道 ・上毛電気鉄道 ・小湊鉄道 ・芝山鉄道 ・埼玉高速鉄道 ・箱根登山鉄道 ・伊豆急行 ・遠州鉄道 ・☆上飯田連絡線 ・☆四日市市 ・☆養老線管理機構 ・嵯峨野観光鉄道 ・☆関西高速鉄道 ・☆西大阪高速鉄道 ・紀州鉄道 ・水島臨海鉄道 ・筑豊電気鉄道 ・(万葉線) ・☆青森県 ・由利高原鉄道 ・会津鉄道 ・あいの風とやま鉄道 ・真岡鐵道 ・天竜浜名湖鉄道 ・明知鉄道 ・WILLER TRAINS ・錦川鉄道 ・若桜鉄道 ・平成筑豊鉄道 ・☆吉川鉄道	・仙台空港鉄道 ・アルピコ交通 ・北陸鉄道 ・上信電鉄 ・流鉄 ・東葉高速鉄道 ・首都圏新都市鉄道 ・伊豆箱根鉄道 ・岳南電車 ・豊橋鉄道 ・東海交通事業 ・伊賀鉄道 ・福井鉄道 ・叡山電鉄 ・☆新関西国際空港 ・和歌山電鐵 ・能勢電鉄 ・一畑電車 ・島原鉄道 ・(大阪市高速電気軌道) ・青い森鉄道 ・秋田内陸縦貫鉄道 ・北越急行 ・のど鉄道 ・野岩鉄道 ・愛知環状鉄道 ・長良川鉄道 ・☆北近畿タンゴ鉄道 ・智頭急行 ・土佐くろしお鉄道 ・松浦鉄道	・福島交通 ・富山ライトレール ・関東鉄道 ・秩父鉄道 ・北総鉄道 ・☆成田空港高速鉄道 ・東京臨海高速鉄道 ・横浜高速鉄道 ・静岡鉄道 ・名古屋臨海高速鉄道 ・三岐鉄道 ・☆伊賀市 ・えちぜん鉄道 ・☆大阪外環状鉄道 ・水間鉄道 ・和歌山電鐵 ・北神急行電鉄 ・高松琴平電気鉄道 ・熊本電気鉄道 ・(広島電鉄) ・IGRいわて銀河鉄道 ・山形鉄道 ・えちごキめき鉄道 ・IRいしかわ鉄道 ・わたらせ渓谷鐵道 ・伊勢鉄道 ・信楽高原鐵道 ・北条鉄道 ・☆八頭町 ・阿佐海岸鉄道 ・肥薩おれんじ鉄道	126 (3)		14 (5)	132
貨物鉄道	・日本貨物鉄道 ・太平洋石炭販売輸送 ・秋田臨海鉄道 ・名古屋臨海鉄道	・八戸臨海鉄道 ・福島臨海鉄道 ・衣浦臨海鉄道	・岩手開発鉄道 ・京葉臨海鉄道 ・西濃鉄道	・仙台臨海鉄道 ・神奈川臨海鉄道	12		0	12	
モノレール (懸垂式・跨座式)	・湘南モノレール	・舞浜リゾートライン	・東京モノレール	・(東京都)	4 (1)	・千葉都市モノレール ・多摩都市モノレール ・北九州高速鉄道	・スカイレールサービス ・大阪高速鉄道 ・沖縄都市モノレール	6	9
新交通システム (案内軌条式・浮上式)	・札幌市 ・(西武鉄道) ・(広島高速交通)	・埼玉新都市交通 ・(大阪市高速電気軌道)	・山万 ・(☆大阪港トランスポートシステム)	・ゆりかもめ ・(神戸新交通)	9 (5)	・横浜シーサイドライン ・神戸新交通 ・愛知高速交通 ・(ゆりかもめ)	・名古屋ガイドウェイバス ・広島高速交通 ・(東京都) ・(大阪市高速電気軌道)	8 (3)	9
鋼索鉄道	・(財)青函トンネル記念館 ・御岳登山鉄道 ・丹後海陸交通 ・血倉登山鉄道 ・(京福電気鉄道) ・(能勢電鉄)	・立山黒部貫光 ・大山観光電鉄 ・六甲山観光 ・岡本製作所 ・(京阪電気鉄道) ・(☆北九州市)	・筑波観光鉄道 ・比叡山鉄道 ・(財)神戸すまいまちづくり公社 ・(箱根登山鉄道) ・(近畿日本鉄道)	・高尾登山電鉄 ・鞍馬寺 ・四国ケーブル ・(伊豆箱根鉄道) ・(南海電気鉄道)	22 (8)		0	14	
無軌条電車	・関西電力	・(立山黒部貫光)			2 (1)		0	1	
		合 計			209 (18)	合 計	37 (14)	214	
未開業線					0	・宇都宮ライトレール ・☆芳賀町	・☆宇都宮市 ・(北大阪急行電鉄)	4 (1)	3
		鉄道事業者数合計			209 (18)	軌道事業者数合計	41 (15)	217	

- ()内は、区分の種別が重複している事業者である。
- ☆印は、第3種鉄道事業者である。
- ★印は、軌道整備事業者である。
- 転換鉄道等とは、旧国鉄特定地方交通線の経営又は計画を承継した鉄道事業者若しくは並行在来線に係る鉄道事業者をいう。
- 普通鉄道の区分において、「公営」とは地方公営企業法に基づき鉄軌道事業を行っている事業者をいう。